

事務事業名	市民まちづくり支援センター設置・運営事業	担当部局	市長公室
基本目標	第5章 市民の誇りとなる対話と協調の都市づくり(自治・都市づくり)	担当課名	企画政策課
施策体系	1市民参加型社会の創造(市民参加)	担当係名	政策調整係
施策	・市民参加の体制強化		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	社会の成熟に伴い、市民のニーズ等が多様化し、行政のみではその対応が難しい状況になっている。そのため、平成18年3月に策定された第4次結城市総合計画後期基本計画において、新たな市政運営の方向性として「市民との協働のまちづくり」を掲げ、市民参加のまちづくりの推進体制を確立し、市民ニーズにあったまちづくりを進めることとしている。そうしたことから、市民との協働のまちづくり推進体制を確立するため、「市民まちづくり支援センター(仮称)」を設置し、市民まちづくり活動団体の設立・運営支援を実施する。		
事業の期間(開始/終了)	平成19年 4月/ 年 月		
根拠法令、条例、規則など			
事業が対象としている人(モノ)	市民まちづくり活動団体		
主な活動予定内容	協働のまちづくりに係る指針の策定		
	協働のまちづくり条例の制定		
	市民まちづくり支援センター設置場所、運営方法の検討		
	市民まちづくり支援センター設置・運営要項の制定		
	市民まちづくり支援センターの設置・運営		

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	5 市民ニーズを把握し、十分に高いことを確認している 第4次総合計画後期基本計画を策定する際に実施した市民5000人アンケートでは、63.2%の人が「ボランティアでまちづくりに参加したい」、「機会があればボランティアでまちづくりに参加したい」と回答しており、こうしたまちづくり活動支援施設を整備することは必要であると判断できる。
緊急性	4 放置すれば、住民生活等にかなり大きな影響を与える恐れがある 第4次結城市総合計画後期基本計画に位置づけている重要な事業であり、早期に着手する必要がある。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した 市民のまちづくり活動が活発になれば、市民まちづくり団体同士での活動支援も可能になると考えられる。しかし、そうした団体が少ない結城市の現状を考えると行政が関与し、まちづくり活動が活発になるよう促すべきである。
適切性	5 代替案を検討し、この事業(方法)がもっとも適切であると判断した 上記のとおり、市民まちづくり団体同士での活動支援も可能であるが、当市の現状を考えると市直営が最適と判断した。
市民への影響度	4 市民の広い範囲に対して便益が提供される事業である 市民まちづくり支援センターを設置し市民まちづくり活動団体の事業が活発になれば、多様化する市民ニーズへの対応及びリズナブルな公的サービスの提供が可能になると予想され、市民の広い範囲に対して便益が提供できると考えられる。
貢献度	5 施策の効果を高めるとともに、他の事業を廃止・縮小・統合できるなど、施策全体をより 市民まちづくり支援センターを設置し、市民まちづくり活動団体の支援を行うことは、今後の市政運営の方向性に位置づけられる「市民との協働のまちづくり」に寄与するものである。また、市民まちづくり活動団体の活動が活発になれば、現在市が実施している事業を市民まちづくり活動団体に委託等することにより、市のスリム化、効率化を図ることが出来る。

3. 事業の方向性

所管課長評価	団体組織は、地域性の高い組織、年齢層によって出来る組織、業種によって出来る組織、多種多様なパターンがあると考えられる。今回の「まちづくり支援センター」は、協働のまちづくりを進める上で、市民のまちづくり活動を促進し、情報交換・団体設立の支援等様々な機能が期待できるため、事業を進めるべきである。
政策推進面からの評価(企画)	協働のまちづくりの推進体制を確立するため、市民のまちづくり活動団体の設立運営支援の機能を有する本センターの設置を早急に進めなければならない。
財政面からの評価(財政)	協働のまちづくりを進めるうえで必要不可欠なものと思われるため、関係課と十分協議のうえ設置されたい。なお、設置にあたっては既存施設を活用されたい。
決定権者判断	
予定通り要求	「協働のまちづくり」は第4次結城市総合計画後期基本計画において最重要施策に位置づけており、早期に支援センターの立ち上げを検討すること。